

徳島県告示第十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき森林管理重点地域の指定をしたいので、同条第三項の規定により次のとおり告示し、令和六年一月九日から同年二月八日までの間、指定案を公衆の縦覧に供する。なお、指定をしようとする区域の森林所有者等その他の利害関係人は、縦覧の期間の満了の日までに、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

令和六年一月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種類別

第一種森林管理重点地域

二 指定をしようとする区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、二二三の七、二二三の一五、二二三の一六及び二九の三

三 縦覧場所及び意見書の提出先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県農林水産部森林整備課林地保全担当

電話番号 八八 六二一 二四五〇